

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します

環境関連法規制等の動き 2026 年 6 月 (2026. 5. 19～2026. 6. 22)

法令情報

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

＜法律第 43 号＞(2026. 6. 19 公布、2 年 6 ヶ月以内施行他)

近年、一部のスクラップヤードにおいて、騒音、水質汚濁、火災等の生活環境保全上の支障が報告されています。こうした状況を是正し、良好な生活環境の保全と公正な競争環境の整備を行うための改正が行われました。使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入するとともに、保管や再生に係る基準の遵守を求める等します。

当該品の保管又は再生を行っている事業者は対応が必要です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04100.html

2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全

事業株式会社法の一部を改正する法律 ＜法律第 44 号＞(2026. 6. 19 公布、2027. 4. 1 施行)

低濃度 PCB 使用製品/廃棄物を適正に処分するための改正が行われました。低濃度 PCB 使用製品/廃棄物を所有する者に対して、同廃棄物の一定期間内の処分などが義務化されました。また、保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物と判明したものに対しても一定期間内の処分を義務付けます。

当該製品又は廃棄物を所有する事業者が対象です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04131.html

3. 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

＜法律第 33 号＞(2026. 6. 5 公布、1 年 6 ヶ月以内施行他)

本法では、2030 年代後半以降に生ずる太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池を廃棄しようとする者（太陽光発電事業者等）にリサイクル実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講じます。今後政令等で、廃棄実施計画の届出対象となる「多量事業用太陽電池廃棄者」等の該当要件等が決められます。

当該製品を所有している事業者が対象です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03716.html

4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第 171 号＞(2026. 5. 22 公布、2027. 11. 22 施行)

ストックホルム条約第 12 回締約国会議において廃絶対象物質と決定された化学物質で、主に消火剤等に使用されている「LC-PFCA とその塩」及び「LC-PFCA 関連物質」、主に防虫剤に使用されている「クロルピリホス」、主に潤滑油に使用されている「MCCP」が化審法の第一種特定化学物質に指定されました。

当該物質を製造又は輸入等する事業者が対象です。

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2026/05/20260519001/20260519001.html>

5-1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 4 項の表 PFOS 又はその塩の項、

PFOA 若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又は PFHxS

若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消化薬剤及び

泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

＜総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号＞（2026.6.12公布、2026.6.17施行）

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第4項の表PFOS又はその塩の項、
PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS
若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でPFOS又はその塩、PFOA若しくは
その異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はPFHxS若しくは
その異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に
当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に
関し表示すべき事項の一部を改正する件
＜厚生労働・経済産業・環境省告示第5号＞（同上）

25.12.17 公布の改正化審法施行令の施行に伴う改正です。ペルフルオロ（ヘキサシロキサン-1-スルホン酸）
関連物質が第一種特定化学物質に指定されたことを受けて、同物質が同法令に追加されました。

当該物質及び製品を所有等する事業者は対応が必要です。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195250098&Mode=1>

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195250099&Mode=1>

6. 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

＜政令第195号＞（2026.6.10公布、2028.4.1、2030.4.1施行）

25.5.14 公布の改正労働安全衛生法の一部の施行日が決まりました。今回決まったのは、従業員50人未満の事業場におけるストレスチェックの義務化（28.4.1施行）、並びにSDS/ラベル通知対象物質の通知事項の変更時の再通知義務化及びSDS等未通知に対する罰則の追加（30.4.1施行）です。

該当する事業者及び当該物質を提供等する事業者は対応が必要です。

＜参考＞厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/index_00001.html

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（2024年度）について

（2026.5.29環境省）

2025.3.31時点までの事業者から届出されたポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管状況等について公表されました。PCB廃棄物の各保管量はトランス類2.3万台（前年度比▲1千）、コンデンサ類10.3万台（同▲10.2万）、安定器6.9万台（同▲18.1万）といずれも減少しています。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04727.html

2. 泡消火薬剤の取扱事業者及び所有者向けパンフレットの公表について （2026.5.22環境省）

環境省は、泡消火薬剤等を所有する方等を対象にPFOS等を含有する泡消火薬剤等の適正な管理及び処理について、関係者に分かりやすく周知することを目的としたパンフレット「PFOS・PFOAを含有する泡消火薬剤等の取扱い・処理について」を作成しました。「PFOS又はPFOAを含有する泡消火薬剤の適正な処理等に関する技術的留意事項」に基づく廃棄の考え方及び手順並びに水質汚濁防止法に基づく、漏えい事故等が発生した場合の届出・報告義務等について記載されています。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04712.html

3. 「リチウムイオン電池総合対策ポータルサイト」の公開 (2026. 6. 18環境省)

リチウムイオン電池の誤った使用や不適切な廃棄等による発火・発煙事故の増加を踏まえ、関係省庁は連携して対策を進めています。その一環として、事故防止や適切な廃棄方法に関する情報を一元的に発信するポータルサイトが作成されました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05147.html

公募情報

1. 低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援 (2026. 6. 8国交省)

トラック輸送における CO2 排出削減を図るため、中小トラック運送業者を対象に、低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援する事業について、車両導入経費の一部を補助します。国交省は、2027. 1. 29 まで募集を行っています。

〈参考〉国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000355.html

2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン

**脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業) の2025年度(補正予算)3次公募
及び2026年度2次公募について (2026. 6. 23環境省)**

本事業はリサイクルの質の向上につながる資源循環高度化設備や、再生可能資源由来素材の製造設備を導入することにより、脱炭素社会の実現に資するとともに、資源の有効利用に資することを目的としています。対象は、省 CO2 型プラスチック高度リサイクル設備導入事業、化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省 CO2 型製造設備導入事業や金属破砕・選別設備導入事業等です。環境省は、2026. 7. 24 まで募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05160.html

以 上